

任意事業とは

任意事業とは、地域支援事業の理念がかなった事業が、市町村独自の発想や創意工夫した形で実施するもの。実施主体は市町村。

魚津市の地域支援事業の構成及び決算額

区分	財源	事業内容	決算額(円)
介護予防・日常生活支援 総合事業	基金:50% 国:25% 県:12.5% 市:12.5%	総合事業 一般介護予防事業 等	108,064,389
包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営)		センター運営費	24,510,080
包括的支援事業 (社会保障充実分)	国:38.50% 県:19.25% 市:19.25%	在宅介護支援事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業 地域ケア会議推進事業	14,452,641
任意事業	2号:27%	介護給付費適正化事業 家族介護支援事業 成年後見制度支援事業 認知症サポーター養成事業 地域自立生活支援事業	20,199,997
計			167,227,107

※平成 29 年度決算

任意事業の内容

介護給付費適正 化事業	提供されるサービスが、利用者の自立支援に役立っているか、事業者による過度の利用者掘り起しや不正請求などないかという観点から、サービス内容の適正化と介護費用の適正化を行う。 ケアプラン点検等
家族介護支援事 業	介護教室等の開催、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業(家族介護者のリフレッシュを目的とした交流会の開催)、介護用品購入の助成等、被保険者の家族の支援を行う。
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業(申立費用、成年後見人等の報酬の助成等) ・福祉用具・住宅改修支援事業(相談・情報提供、理由書の作成にかかる経費の助成) ・認知症サポーター養成事業 ・地域自立生活支援事業(住宅に関する相談、民生委員による相談、地域ネットワーク形成、家庭内の事故等による通報への対応、高齢者の生きがいと健康づくり)